

真宗大谷派（東本願寺）「大谷専修学院」 争議にご支援をお願いします

きょうとユニオン

〒601-8015

京都府京都市南区東九条上御霊町64-1
アンビシヤス梅垣ビル

TEL 075-691-6191



「大谷専修学院」は、「真宗大谷派教師資格（＝法要や葬儀式を執行するための資格）」が取得できる、一年全寮制の僧侶養成学校です。学校創立以来、教職員は本人の希望しない配置転換をされたことはありません。職種限定の慣行が60年以上続いています。

この学校で、学生と共に寝食を共にし、学びを支える現場の教職員たちに対するパワハラと、うち2名に対して不当配転の内示が行われました。2名は京都地裁に地位保全仮処分を申立て、他の教職員と共にきょうとユニオンに加入して団体交渉を重ねてきましたが、交渉中の昨年12月、真宗大谷派は、2025

年度の生徒募集を停止し、戻るべき職場を奪ってしまったのです。

2025年3月27日に京都地裁が、「異動命令は人事権の濫用で違法無効」との決定（仮処分命令）を出しましたが、宗派は組合員2名を「自宅待機」させ、異動命令を撤回していません。他の教職員に対しては、全く違う部署への異動を強行しました。そのため、組合員5名は「配置転換は不当だ！職場に戻せ！」と裁判に訴えざるを得なくなりました。

しかし宗派は、2025年11月、2026年度の生徒募集まで中止するという、二年続けての暴挙に出てきたのです。

**2026年4月21日「不当配転の撤回」を求める裁判
傍聴支援をお願いします！**（詳しくは裏面をご覧ください）

第三回口頭弁論:2026年4月21日(火)13時30分～ 京都地方裁判所 208号法廷

上記のとおり、第三回口頭弁論期日が決定いたしました。2025年10月27日に行われた第一回口頭弁論では、40名以上の支援者が見守るなか、現場の教職員たちが原告として法廷に立ち、2名が意見陳述をいたしました。次回もぜひ、傍聴ご支援をよろしくお願いいたします。

【当日の行動】

12:30～ 京都地裁前でアピール行動を行います

13:00～ 法廷へ移動 ※より多くの方に傍聴支援をいただけますと幸いです。

裁判終了後(14:10頃)～ 報告集会

「京都弁護士会館地下大ホール」にて(16時まで)に終了予定)

大谷専修学院争議の詳細
はこちらから



「2026年度学生募集中止の撤回」と 大谷専修学院の早期再開へ ご協力をお願いいたします！

学生募集中止の撤回を求めるオンライン署名を募っています ➡
ぜひ、署名にご協力ください！

